第４章、移動等円滑化に関する事項

４の１、重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方

重点整備地区におけるバリアフリー化の推進にあたり、『バリアフリー化に関する基準等』、『バリアフリー化に向けた配慮事項』、『バリアフリー方針』を考慮した上で、地区別バリアフリー基本構想において特定事業等を定めます。地区別バリアフリー基本構想策定後、各施設設置管理者等が作成した特定事業計画に基づき、事業をとりおこなうことで、地区内の連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

以下に、重点整備地区におけるバリアフリー化推進の考え方の概念図があります。

また、地区別バリアフリー基本構想の趣旨や、市民・事業者の役割等について、理解を深めてもらうための啓発・広報の機会を設けていくとともに、市民参加の機会を探りながらバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

かっこ１、生活関連施設のバリアフリー化の推進

鉄軌道の旅客施設については、ＪＲ駅を中心に、エレベーターや車椅子使用者用トイレなどおおむねバリアフリー化が図られていますが、オストメイト対応設備・乳幼児用設備などの充実やわかりやすさの向上など、より高水準のバリアフリー化が求められています。

建築物では、公共施設における案内サインや人的対応の充実が課題です。また、築年数やバリアフリー状況がそれぞれ異なり、各施設の状況に応じて可能な対策を図ることが求められています。

都市公園は、市の文化財にも指定されている松林を残したふうち公園のため大きな改変ができない状況ですが、園路の幅員やでいりぐちの段差、トイレのバリアフリー化などが課題となっています。

これらの生活関連施設のバリアフリー化を推進するために、地区別バリアフリー基本構想において特定事業等を設定します。事業設定後、各施設設置管理者等が作成する特定事業計画にしたがって事業を実施することで、着実なバリアフリー化の推進を図ります。

かっこ２、生活関連経路のバリアフリー化の推進

市が管理する道路については、特定事業設定後に作成する特定事業計画に基づいて具体的な取組みを進めることとしており、重点整備地区においては、当該計画に位置づけた事業を特定事業としてバリアフリー化を図っていきます。また、信号機等のバリアフリー化については公安委員会と相互連携を図りながら推進していきます。

４の２、バリアフリー化に関する主な基準等

各生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

以下に、バリアフリー化に関する主な基準等を整理したひょうがあります。内容は次の通りです。

種別１、移動等円滑化基準

項目１、公共交通

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）

国土交通省、省令

令和３年１月改正

項目２、道路

移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車輌停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）

国土交通省、省令

令和３年３月改正

移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準

国土交通省、省令

令和３年１月改正

項目３、公園

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）

国土交通省、省令

平成24年3月改正

項目４、建築物

移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）

国土交通省、政令

令和2年12月改正

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）

国土交通省、省令

令和３年１月改正

項目５、交通安全

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準

国家公安委員会、規則

令和２年12月

項目６、駐車場

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）

国土交通省、省令

平成18年12月

種別２、ガイドライン等

項目１、公共交通

公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン　バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕

国土交通省

令和3年3月改訂

公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン　バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕

国土交通省

令和３年３月改訂

公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン　バリアフリー整備ガイドライン〔役務編〕

国土交通省

令和3年3月

項目２、道路

増補、改定版、道路の移動等円滑化整備ガイドライン

財団法人、国土技術研究センター

平成23年8月

項目３、公園

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

国土交通省

平成24年3月

項目４、建築物

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

国土交通省

令和3年3月改正

種別３、条例等

項目１、公共交通・道路・公園・建築物等

千葉県福祉のまちづくり条例

千葉県

平成24年3月改定

千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

千葉県

平成30年10月改訂

項目２、道路

県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

千葉県

令和3年10月

千葉市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

千葉市

平成24年12月

歩行空間整備マニュアル、安全で快適な歩行空間の整備

千葉市

平成25年4月改訂

視覚障害者誘導用ブロックの敷設基準

千葉市

平成31年4月

千葉市歩行空間のベンチ設置計画

千葉市

平成31年4月

項目３、都市公園

千葉県立都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

千葉県

平成24年7月

千葉市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

千葉市

平成24年12月

項目４、建築物

千葉県建築物ユニバーサルデザイン整備指針

千葉県

平成17年3月

項目５、交通安全

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

千葉県

令和3年7月改正

４の３、バリアフリー化に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、バリアフリーマスタープランにおいて、『バリアフリー化の促進に向けた配慮事項』が示されています。本地区別バリアフリー基本構想では、その内容をもとに、今年度実施したまち歩き点検ワークショップやアンケート調査の結果を踏まえ、バリアフリー化に向けた配慮事項を整理しました。

施設整備においては、構造上の制限や財源等、さまざまな課題がありますが、可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えます。また、整備にあたり施設設置管理者間の連携や整備手法の検討が必要な事業についても協議しながら、各施設のさらなるバリアフリー化に配慮した整備の推進に努めるものとします。あわせて、人による対応や心のバリアフリーなどのソフト施策の推進を図ります。

なお、今後の社会情勢等の変化により、配慮すべき事項等がさらに多様化していくことが予測されるため、国の動向等を踏まえ、これら以外の事項等についても留意していく必要があります。

かっこ１、公共交通のバリアフリー化

かたかっこ１、旅客施設（鉄軌道駅）

以下に、旅客施設（鉄軌道駅）の共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、通路

主要なでいりぐちから各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。（平均乗降客すう3,000人/日以上の駅は全て整備済み）

階段周辺など動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる経路に配慮して視覚障害者誘導用ブロックを配置する。

必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。

まる２、上下移動

エレベーターは、障害者が利用しやすい構造とする（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。

階段はだんばなの色を強調し、段を識別しやすいようにする。

階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。

まる３、ホーム

ホームドアや可動式ホームさく、又は内方線付点状ブロックを設置する。

ホームの幅員が狭い箇所には、車椅子使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。

ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。

乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。

高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。

まる４、券売機等

車椅子使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。

まる５、トイレ

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。

温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。

異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）

一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。

便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

まる６、案内設備

バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。

改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。

可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。

まる７、人的対応・心のバリアフリー

職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

タッチパネルが利用できない視覚障害者、インターホンが利用できない聴覚障害者等に対し、無人駅における障害者等への対応方法を検討する。

エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育・研修を実施する。

筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

以下に、旅客施設のバリアフリー化の参考として、可動式ホームさく、ホームさく、内方線付点状ブロックの写真があります。

かたかっこ２、バス

以下に、バスの共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、車両

ノンステップバスなど、バリアフリー化された車両への代替を促進する。

まる２、バス乗降場・停留所（道路管理者と連携）

バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。

駅前広場では、駅でいりぐちから各停留所まで連続した上屋（幅員2.5m以上が望ましい）を設置する。

バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。

バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。

まる３、案内設備

バス乗降場や停留所における案内を充実する（乗場案内・わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。

案内設備や停留所の柱等が利用者の動線を阻害しないよう配置に留意する。

バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。

まる４、人的対応・心のバリアフリー

バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。

バス停では、車外に向けてわかりやすく行き先のアナウンスを行う。

多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

以下に、バスのバリアフリー化の参考として、ノンステップバス、バリアフリー化されたバス停留所の写真があります。

かたかっこ３、タクシー

以下に、タクシーの共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、車両

車椅子使用者等も利用できる福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。

まる２、乗降場（道路管理者と連携）

多様な利用者が使いやすい乗降場を整備する。（平坦部の確保、わかりやすい動線、上屋の設置、連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置等）

まる３、人的対応・心のバリアフリー

多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。

かっこ２、道路のバリアフリー化

地区の幹線的な道路については、道路移動等円滑化基準への適合を目指したバリアフリー化を進める必要がありますが、基準に適合することが困難な道路においても、ハード・ソフト両面からバリアフリー化に向けて可能な取組みを行い、歩行者の安全性・利便性の確保を図ります。

また、鉄軌道駅から生活関連施設への距離が長く、実情として路線バスで移動が見込まれる経路については、施設の最寄りのバス停留所及び停留所から施設への経路についてバリアフリー化を図ります。

かたかっこ１、歩道のある道路

以下に、歩道のある道路の共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、整備

歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、市の関連するマニュアル等を勘案し、可能な限りバリアフリー化に配慮する。

車両乗入れ部や交差点部における歩道内の勾配をゆるくする。

がたつきの発生しにくい舗装材を採用する。

歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車椅子使用者が円滑に通行できるもの（段差1cm）にする。

雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。

バス停留所を設置する歩道は、バスに円滑に乗降できる高さとし、バス乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、バス待ちの列と歩道の通行者が衝突しないような動線を確保する。

交差点部や生活関連施設付近などを中心に、歩道の幅員等を考慮し、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

必要に応じて濃い色の側帯を設けるなど、視覚障害者誘導用ブロックと周囲の舗装の輝度比を確保する。

駅前広場では、駅でいりぐちから各停留所まで連続した上屋（幅員2.5m以上が望ましい）や、多様な利用者が使いやすい乗降場を設置する。

まる２、安全対策

電柱や街灯、案内サイン等の附属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

自転車走行空間を整備し、自転車と歩行者が分離された安全な歩行空間を確保する。

まる３、案内設備

生活関連経路上の主要な箇所（駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。

まる４、維持管理

舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、雑草や植栽の枝の除去などの維持管理に配慮する。

工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。

まる６、人的対応・心のバリアフリー

視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。（PRシートの貼付等）

自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

２） 歩道のない道路

以下に、歩道のない道路の共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、整備

歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。

雨水ます等のふた（グレーチング）は、なるべく歩行者の動線とならない場所に設置する。通行が想定される場所に設置する場合は目の細かいものにする。

バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。

まる２、安全対策

路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

電柱や街灯、案内サイン等の附属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。

まる３、案内設備

生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

まる４、維持管理

舗装や案内設備、路側帯の雑草の除去などの維持管理に配慮する。

工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保やがたつきの除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。

まる５、人的対応・心のバリアフリー

放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。

自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

以下に、道路のバリアフリー化の参考として、道路のバリアフリー化のイメージ図、バリアフリー化された歩道、生活道路での安全対策（コミュニティ道路）、歩道のない道路での安全対策（路側帯のカラー舗装）の写真があります。

かっこ３、都市公園のバリアフリー化

以下に、都市公園の共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、でいりぐち

敷地境界（道路等と公園敷地）は通行の支障となる段差や勾配を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分なでいりぐち幅を確保する（90cm以上）。

歩道上からでいりぐち、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

まる２、園路

主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。

主要な園路には段差を設けないようにし、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。

まる３、トイレ

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。

温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。

異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）

一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。

便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。

まる４、休憩施設

日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。

車椅子使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。

まる５、駐車場

でいりぐちに近い場所に十分な広さの障害者等用駐車ます（幅350cm以上）を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

三輪自転車等の一般のちゅうりんラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。

まる６、案内設備

バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。

まる７、維持管理

園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。

利用者のちゅうりんが、でいりぐちやスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

まる８、人的対応・心のバリアフリー（管理事務所がある場合）

車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。

筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

以下に、都市公園のバリアフリー化の参考として、都市公園のバリアフリー化のイメージ図、ユニットトイレ（園生三和公園）、水飲み場（轟町１丁目公園）、視覚障害者誘導用ブロック（轟町１丁目公園）の写真があります。

かっこ４、建築物のバリアフリー化（駐車場を含む）

以下に、建築物の共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、でいりぐち・敷地内通路

道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上からでいりぐち、建築物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

主要なでいりぐちは自動ドアなど通行しやすい扉とし、車椅子使用者やベビーカー利用者等に配慮した幅を確保する（80cm以上）。

まる２、建築物内通路

主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する（120cm以上）。

主要な通路に段差がある場合は、スロープ（8%以下）を設置するなどして段差を解消する。

主要な通路は高齢者や弱視の人に配慮し、適切な明るさを確保する。

階段手前やエレベーター前など主要箇所に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。

まる３、上下移動

2階以上の建築物には、障害者が利用しやすい構造のエレベーターを設置する（十分な広さ、開延長ボタン、車椅子使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。

階段はだんばなの色を強調し、段を識別しやすいようにする。

階段は両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。手すりの端部や角は、引っかかる危険がないよう丸く処理する。

まる４、トイレ

車椅子使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（開閉しやすい扉、十分な広さ、可動式手すり、大型ベッドの設置、統一されたボタン配置など）。

多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレ（男女）に広めの個室や手すり、乳幼児用設備（ベビーチェアやベビーベッドなど）を設置する。

温水が使えるオストメイト対応設備を設置する。（車椅子使用者用トイレ又は一般トイレ）また、オストメイト対応設備とあわせて着替え台を設ける。

異性介助等に配慮したトイレを設置する。（多機能トイレの位置への配慮、カーテンの設置、男女共用のピクトグラム等）

一般トイレは、和式便器を洋式化（ウォシュレット対応）するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設ける。

便房の使用状況がわかりやすい表示を行う。

便器や洗面台がわかりやすいように壁の色とのコントラストを確保する。

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

まる５、駐車場

施設規模に応じ、でいりぐちに近い場所に十分な広さの障害者等用駐車ます（幅350cm以上）を複数設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。

三輪自転車等の一般のちゅうりんラックを利用できない自転車や、バイクに対応した駐車場を設置する。

利用者などのちゅうりんがでいりぐちや通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。

まる６、案内設備

バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。

歩道等からでいりぐちの位置がわかる音声案内を設置する。（シグナルエイドに対応）

インターホン、トイレ、エレベーター等に音声案内や点字表示を設置する。

色の違いがわかりにくい人や、色の違いによってイメージが伝わりやすい知的障害者等がいることに留意し、案内表示の色づかいを工夫する。（トイレの男女マークなど）

病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。

まる７、その他設備

受付や記入台は、車椅子使用者が接近しやすい構造とする。

貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内を表示する。

授乳室やおむつ交換台、ベンチ、バリアフリー対応の水飲み場を設置する。

まる８、人的対応・心のバリアフリー

エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発する。

筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示する。

職員による案内やサポートなどの対応を充実する。

多様な利用者への適切な対応について職員の教育や研修を実施する。

以下に、建築物のバリアフリー化の参考として、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準より抜粋・作成した図面があります。

かっこ５、交通安全（信号機等）のバリアフリー化

以下に、交通安全（信号機等）の共通の配慮事項の一覧ひょうがあります。内容は次の通りです。

まる１、信号機等

生活関連経路上の信号交差点には、バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置するとともに、付帯機材の位置に配慮する。

主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンを設置する。

高齢者、障害者等が安全に横断できるよう、適切な青時間を確保する（歩行者用青信号の延長など）。

標識、標示の高輝度化や信号機のＬＥＤ化により見やすさを向上する。

まる２、安全対策（歩道のない生活道路）

路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策、自転車通行位置の明示など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。

まる３、人的対応・心のバリアフリー

自動車利用者及び自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。

以下に、信号機等のバリアフリー化の参考として、エスコートゾーン、経過時間表示式信号機の写真があります。